

## 令和8・9年度旭川市・南さつま市青少年交流事業実施要領

### 1 目的

旭川市と姉妹都市である南さつま市が両市の小学4～6年生及び中学1～2年生の児童生徒を相互に派遣し、ホームステイをはじめとする交流プログラムを通じて互いの地域の歴史・文化等についての理解と友情の絆を深めることで、両市の発展に資することを目的に両市が取り交わした姉妹都市交流合意書の趣旨に基づき、次のとおり青少年交流事業を実施する。

### 2 主催

旭川市、南さつま市

### 3 実施期間

#### (1) 旭川市受入

令和8年12月25日（金）から28日（月）まで 3泊4日

#### (2) 旭川市派遣

令和9年7月30日（金）から8月2日（月）まで 3泊4日

### 4 対象者

令和8年度において、旭川市内の小中学校に在学している小学4～6年生及び中学1～2年生の児童生徒（以下「青少年」という。）を対象とする。

### 5 応募条件

- (1) 事業の目的達成に意欲があり、団体の規律を守ることができる青少年であること。
- (2) 令和8年度に南さつま市の青少年が来旭した際、旭川市の青少年の家庭でホームステイの受け入れができること。
- (3) 令和9年度に旭川市の代表として南さつま市を訪問できる青少年であること。
- (4) 受け入れ及び派遣に当たって、青少年の保護者の承諾が得られること。

### 6 人数

青少年の人数は、原則として両市ともに5名以上10名以内で同数とし、引率・同行者の人数は2～3名程度とする。

また、青少年のうち、小学4～6年生と中学1～2年生の人数及び男女比は、同数を基本とする。

なお、応募者の数に偏りがあり、受入・派遣人数や、小・中学生の人数を同数とすることが困難な場合は、両市が協議をして決定する。

### 7 滞在形態

派遣時における滞在は、青少年はホームステイを基本とするが、交流プログラムの内容によって宿泊施設を利用する場合、両市が協議をして決定する。引率者はホテル又は

青少年と同じ宿泊施設で宿泊する。

## 8 交流内容

事業の目的に合致する交流内容（視察を含む。）を両市が協議の上で決定し、受け入れ市が滞在期間中の交流内容を計画し実施する。

## 9 費用負担

原則として受入市側と派遣市側の費用負担は次のとおりとする。

区 分	項 目
受入市側	受け入れ時の公用車による市内移動に係る経費 派遣市側青少年のホームステイ受け入れに係る経費 受入市側青少年の視察等の入場料及び施設使用料
派遣市側	派遣先の最寄りの空港までの移動に係る経費 派遣先滞在中の食費及び宿泊料（ホームステイを除く。） 派遣先の市内視察等の入場料及び施設使用料

上記のうち、参加者の費用負担

### (1) 受入時

10,000円程度（市内視察、食事代等）及びホームステイ受け入れに係る経費

### (2) 派遣時

30,000円（市内視察、食事代、保険料、宿泊料、一部航空券代等）

## 10 選考方法

「旭川市・南さつま市青少年交流事業申込書兼承諾書」に必要事項を記入し、観光スポーツ・シティプロモーション部都市交流課へ提出する。

応募者が定員を超えた場合は、学年、男女比及び過去の参加状況を考慮の上、抽選により参加者を決定する。

## 11 協 議

上記にない事項については、両市が協議して決定する。